

建設業関係団体への意見聴取に係る 福島県入札制度等監視委員会回答（抜粋）

1 福島県建設業協会様の意見・要望（資料1抜粋）について

◇地域の守り手育成型方式について

1 一般土木工事・舗装工事

試行要領において、国・県・市町村それぞれの地域貢献の実績が資格要件となっているが、県の入札制度である以上、これまでと同様に県管理施設に係る除雪作業、災害対応、維持補修業務を担っている企業に限定していただきたい。

2 建築工事

(1) 建築工事については、除雪業務委託や維持補修業務委託の実績がなく支店が準本店の扱いとはならないことから、入札参加者の選定は、本店のみとしていただきたい。

(2) 建築工事は発注件数が少ないことから「手持ち工事量」、「指名による受注回数」、「指名回数」を除外していただきたい。

(3) 地域の守り手が存続することの重要性は、全部局で同様であることから、地域の守り手育成型方式を土木・農林水産部以外の他部局へ拡大していただきたい。

●福島県入札制度等監視委員会回答

◆地域の守り手育成型方式について

1 一般土木工事・舗装工事

国や市町村の除雪や災害対応、維持補修業務をしている企業も県民の安全安心を担うことから、県のみ限定しておりません。

2 建築工事

(1) 準本店の要件としては、除雪業務委託や維持補修業務委託等を対象としております。建築工事に限らず緊急対応したものを認めており、準本店の扱いとしております。

(2) 除外の項目として挙げられた3項目については、重要な要素であり考慮しながら選定することが必要と考えております。

(3) 試行導入期間であるため、運用状況を見ながら、分析・検討を行い研究してまいります。

◇総合評価方式について

1 一般土木工事・舗装工事

(1) 災害時の出勤実績又は災害応援協定締結、並びに除雪、維持補修業務の実績の評価について、県のみの実績としていただきたい。また、それぞれ個別の評価対象としていただきたい。
地域の守り手育成型の試行導入に合わせて、総合評価方式についても新たに国と市町村の実績を評価対象に加えたことは令和元年度までの考え方と整合性がない。

(2) 過去5年以内の工事成績の評価区分について、80点以上85点未満、85点以上の区分に分けていただきたい。

80点以上の区分について、85点以上は優良工事表彰の対象となるが優良工事表彰は各部門1件であるため、受賞できなかった85点以上の工事は85点未満の工事と同じ評価となる。したがって、より高い品質確保と技術力にインセンティブを付与する目的から、80点以上85点未満の区分と、85点以上の区分に分けていただきたい。

(3) 若手・女性技術者を配置予定技術者とする評価について、女性技術者を削除していただきたい。当協会は男女を区別することなく若年入職者の促進に取り組んでおり、各社においても男女を問わず募集しているが、採用実績は企業の規模や地域性によって大きな差があり公平性の観点から評価対象とするのは適当でないため、削除していただきたい。

2 建築工事

(1) 企業の技術力について、「施工能力」については、標準型、簡易型で過去10年以内の場合のみ加点となっているが、建築工事の件数は一般土木工事の15%以下であることから、受注機会の僅少さを補完する必要があるため、「施工能力」を標準型、簡易型においても過去10年～15年以内での加点評価にしていただきたい。

(2) 「優良工事」については、過去10年以内となっているが、1度の表彰における受賞企業が少なく、企業の実績が失われてしまうため、「優良工事」を過去15年以内で評価していただきたい。

(3) 配置予定技術者の技術力について、「施工能力」については、標準型、簡易型で過去10年以内の場合のみ加点となっているが、建築工事の件数は一般土木工事の15%以下であることから、受注機会の僅少さを補完する必要があるため、「施工能力」を標準型、簡易型でも過去10年～15年以内で加点評価していただきたい。

●福島県入札制度等監視委員会回答

◆総合評価方式について

1 一般土木工事・舗装工事

(1) 国や市町村の災害時の出勤実績がある企業も県民の安全安心を担い地域社会に対する貢献があり、災害発生時においても迅速かつ的確な災害対応の運営体制の強化のため評価対象としております。地域の安全安心を確保するため道路等の管理者間の連携が重要となることから、令和2年度より県実績と同様に評価するものとしております。

(2) 工事成績の評価区分見直しについて、検討してまいります。

なお、優良工事表彰は工事成績80点以上の工事が対象となります。

(3) 将来の建設産業を担う若手技術者を育てるとともに、女性の建設産業への入職促進に資するとともに女性が活躍できる社会の実現を目指し、令和3年度から導入しております。

2 建築工事

(1) 標準型、簡易型における企業の技術力のうち、「施工能力」の対象期間延長について、建築工事に限らず公正性の観点から全発注種別で検討してまいります。

(2) 「優良工事」の対象期間延長について、建築工事に限らず公正性の観点から全発注種別で検討してまいります。

(3) 標準型、簡易型における企業の技術力のうち、「施工能力」の対象期間延長について、建築工事に限らず公正性の観点から全発注種別で検討してまいります。

1 少子化について

行政には若年入職者を促進する支援策をお願いしたい。

2 過疎化について

当協会の会員数は平成7年をピークに現在の239社と40%近く減少している。これは近い将来、広大な県土を持つ福島県で激甚化・頻発化・広域化する自然災害への対応及び維持管理、除雪対応を危機的状況に晒され、地域を守る地元建設企業の対応が困難になることが予想される。

令和3年度現在では、県と災害応援協定を締結している企業が、主に過疎・中山間地域で不在である町村が12あり、1社だけの町村は16と、市町村の約半数が災害対応や除雪等で危機的状況にあると言えるので、より地域に密着した、且つ、地域に貢献している企業が受注できる環境を整備する必要がある。

地元企業が不在、或いは少ない地域においては、近隣の会員企業等が連携して対応する包括的維持管理契約を尚一層推進し、対応を行う必要がある。

そのためにも、地域の安全・安心を担う地元建設企業の存続が必要不可欠であり、競争性を重視するだけでなく、地元企業が安定的に経営できる透明性のある入札制度にしていきたい。

3 格付けについて

格付等級は、公共工事の入札の基本である。そのため、どの入札方式でも格付等級と設計金額の関係は品質確保の観点から同じ考えにすべきであり、地域の守り手育成型においても総合評価と同様に格付等級に基づいて選考していただきたい。

●福島県入札制度等監視委員会回答

1 少子化について

若者が入職し定着しやすい環境に向けて、ICT等の新技術の活用や、長時間労働を是正など、働き方改革への取り組みや、また、SNSを活用し学生などに魅力のある建設業の職場紹介を行う広報を行っており、今後も若手技術者の確保、育成に向けて関係部署と取り組んでまいります。

2 過疎化について

透明性・競争性・公正性及び品質の確保に加え、地元企業の受注機会の確保を基本とした入札制度の構築に努めてまいります。

3 格付について

地域の守り手育成型方式は、対象を3千万円未満の小規模工事に限定した入札であることから格付を要件としない制度としております。

◇その他

1 地域の守り手育成型の育成の目的とその対象企業について

市町村実績のみの企業を、県の除雪作業、県管理施設の災害対応や維持管理業務なども担える企業として新たに育成していくことを想定しているのか、またそれが現実的に可能だと考えているのか。またこれらの企業にどのようなことを期待しているのか、伺いたい。

2 特定関係がある者同士の同一工事での指名について

特定関係（資本関係・人的関係）にある者を同一工事での指名することを認めている理由は何か、伺いたい。

3 入札時の質問期間について

通常工事では5日間以上（休日を除く）とされているが、ほとんどの工事では5日間と設定されている。

構造物が多く工種の多い5千万円を超えるような工事においては、設計図書の理解に時間を要し、公告から質問書提出までの期間が5日間と短いため、工事内容や金額に応じて、6日間～10日間とするなど質問期間を長くしていただきたい。

●福島県入札制度等監視委員会回答

◆その他

1 地域の守り手育成型の育成の目的とその対象企業について

地域の守り手育成型への資格要件の一つとして、工事等請負有資格業者名簿へ登録されている者であることとしております。

名簿の登録業者は県の工事に応札意欲のある企業であり、公正に取り扱う観点から市町村実績のみの企業も対象としております。

また、今後の具体的な取扱いについては、第82回入札制度等監視委員会においてお示しました資料4「地域の守り手育成型方式（試行）の検証項目について（案）」の「2 検証項目」「6. 担い手企業の育成」の中で検証してまいります。

2 特定関係がある者同士の同一工事での指名について

第82回入札制度等監視委員会において審議しており、11月15日から運用を始めたところです。

3 入札時の質問期間について

質問提出期間の確保については、それまで5日間と設定していたものを、令和3年度から5日間以上としたところです。また、大規模工事など、入札参加者が設計図書を確認するための日数を考慮する必要がある工事については、日数を増やして設定する等の対応について検討してまいります。

2 福島県総合設備協会様の意見・要望（資料2抜粋）について

1 現状と課題について

(1) 復興・創生事業はほぼ完了し、一時期の人手不足は緩和されているが、建築設備業界においては作業員の高齢化が急速に進んでおり、将来に向けて、新卒者を含む新規者が入職しやすい週休二日制等も含む職場環境(賃金、休日、福利厚生)に改善していくことが急務である。

また、急速な世代交代により若い技術者が現場経験を多く積まないまま現場管理者になる場合もあり、「ベテラン技術者が若年技術者・技能者への技術技能の継承、現場管理業務やトラブル解決の方法等を適切に伝達していくこと」と「それぞれの立場に見合った早期の資格取得」も大きな課題である。

一方で、現在の入札制度は、総合評価制度が主体の中で、この制度が進めば進むほど、一つの受注実績が次の受注のインセンティブとなり、また、「施工計画の適切性」「技術提案」で表現ノウハウを獲得した企業は常にこの項目で高得点を獲得するなど、地域の中で受注企業が顕著に偏ってきている状況であり、受注の機会に恵まれない事業者も多く出てきている。

これらについて企業努力はもちろんであるが、地元企業がその地域で担い手としての役割を果たすために、地元の仕事を受注でき、取り巻く課題に対応しながら経営継続できる環境へ向けさらなる制度の改善を求めます。

(2) 入札参加者の格付や地域要件等については、「工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱」の制定後約14年経過しており、この間、東日本大震災の被災やその影響による県人口の大幅な減少、復興事業ピークアウト後の地域事業者数の減少が顕著となってきた。一方、近年の頻発する災害への対応や過疎化や少子化も含む地域人口減少も含めて、地域の守り手としての事業者の役割は益々重要性を増している。

入札制度における競争性の確保等も重要であるが、この間のこれら取り巻く環境の大きな変化を踏まえれば、地域社会や住民、地域生活を支える企業を守るため、入札制度の公平性等を守りながらも入札参加者の格付や地域要件等についてより地域の実情に合った内容へ見直しをしていく時期に来ているものと考えます。

●福島県入札制度等監視委員会回答

1 現状と課題について

(1) 本県の入札制度については、透明性・競争性・公正性及び品質の確保に加え、地元企業の受注機会の確保を基本としております。そのため、地域の安全・安心の確保を担う企業を対象とした地域の守り手育成型方式を試行導入するなど、今後も地元企業の受注機会の確保に配慮した入札制度の構築に努めてまいります。

(2) 入札参加者の格付や地域要件等については、現状を分析しつつ、また、建設需要の今後の動向等を見ながら研究してまいります。

2 入札制度に対する要望について

(1) 地域の守り手育成型方式により地元企業の受注機会が増え、今後この方式の発注件数が継続して増加することで、地元企業の健全経営、雇用確保、地域のインフラ整備等、将来の地域の安心安全の確保に繋がると考える。

については、新型コロナウイルス感染症対策のためにも庁内での電子入札システムの更なる普及を図り、農林水産部、土木部以外の部局（警察本部や教育庁、各地方振興局）でもこの方式の導入をお願いします。

なお、本方式により指名を受けた事業者の辞退が多く発生していることについては、当協会では、総合評価制度と異なる本方式の意義を十分に理解し共有して対応をしていくことを申し合わせているところです。

(2) 上記(1)と同様に地元企業の育成や安定経営に向けて、土木部、農林水産部以外（警察本部や教育庁、各地方振興局）でも3,000万円未満の工事は、総合評価方式（地域密着型）の導入をお願いします。

(3) 災害出動を実施した後に、その災害復旧工事の多くが公募型随意契約方式で発注されますが、条件に合った企業は全て価格競争のみで参加できる。総合評価方式の場合と同様に、災害出動した者に当該工事への何らかのインセンティブがあるべきと考えますので、制度改善を強く要望します。

(4) 働き方改革や労働基準法改正に伴う時間外労働時間の上限規制などが進んでいる中で、不調対策も含む入札制度等への要望は次の通りです。（抜粋）

- ・積算事務等の入札準備期間の十分な確保と質問提出期間の延長

●福島県入札制度等監視委員会回答

2 入札制度に対する要望について

(1) 今後とも、より良い入札制度となるよう分析・検討を行い研究してまいります。

電子入札の導入については、平成28年度から農林水産部、土木部、平成29年度から警察本部、令和2年度から企業局で電子入札を導入しています。令和3年度はさらに入札件数の多い総務部施設管理課及び生活環境部自然保護課で12月から電子入札を実施することとしており、今後も新型コロナウイルス対策や、企業の利便性の観点などから、適用範囲の拡大を図ってまいります。

(2) 令和3年度より農林水産部、土木部以外の部局について、総合評価方式の対象金額を1億円以上から3千万円以上まで引き下げたところであります。

3千万円未満への更なる引き下げについては、分析・検証を行い研究してまいります。

(3) 東日本大震災や令和元年東日本台風の大規模な災害復旧工事において、迅速な対応が求められ施工できる業者も限られることなどから、参加業者を広く募る公募型随意契約を適用しました。参加条件やインセンティブの設定については、今後研究してまいります。

(4) 入札公告期間については、大規模工事など、入札参加者が設計図書を確認するための日数を考慮する必要があるときには、適宜日数を増やすなどの対応に努めてまいります。

質問提出期間の確保については、それまで5日間と設定していたものを、令和3年度から5日間以上としたところです。また、大規模工事など、入札参加者が設計図書を確認するための日数を考慮する必要がある工事については、日数を増やして設定する等の対応について検討してまいります。

3 質問事項

(1) 総合評価方式における評価項目の見直しについて要望や意見

ア 「企業の技術力」や「配置予定技術者の技術力」について、県工事实績のある企業が加点され、総合評価での受注実績が次の受注に大きく繋がるなど、地域の中で受注業者の固定化や偏りを促進させ、実質的に競争性を阻害している面があると考えます。制度改正により過去の評価対象が拡大されるなどされているが、施工能力を備えた企業に対して広く受注機会を拡大するため、さらに、企業の技術力の「施工能力(簡易型)」「優良工事」について、評価対象期間を10年から15年以内に延長していただくよう要望します。

また、設備工事は工事件数が少ないこともあるため、「同種類似工事」の幅を広げていただくよう要望します。

イ 企業の技術力の工事成績は、今年度80点以下について細分化評価に改正されましたが、80点以上についても技術力を要する標準型と簡易型においてはそれぞれの技術力を細部化して評価するよう要望します。

(2) 少子化や過疎化に対応するための入札制度等への提案等

少子化により現場技術者等が不足する中で、コロナ禍で受発注者間の非接触による現場確認や協議等の手段として「遠隔臨場システム」や「情報共有システム」が進む中、現場技術者の省力化の面でも有効と考えます。今後の本格的な運用が円滑に進むために、受注者側で発生する費用について適切な計上等積極的な取り組みや、これらシステムの選定や運用方法等にかかる受注者に対する研修会等きめ細かな周知をお願いします。また、工事中の工場検査については、遠隔WEBによる検査実施を認める等、人移動の抑制や省力化に向けて積極的な取り組みをお願いします。

(3) 現行の発注金額の設定における入札参加者の格付や地域要件等に対する意見や要望等

ア 指名競争入札(地域の守り手育成型方式)について、建築設備工事の場合、建設事務所管内毎に概ね12者の登録事業者がある場合に運用するとの基準が制限となり、事業者が登録をしても、制度運用は3つの管内に止まっています。

事業者数は管内毎に大きな差があり、また工種毎の全体事業者数にも大きな差があります。従って、12者制限により、工種毎に事業者数の少ない管内では登録しても全く運用見込みがありません。

については、各工種の全体事業者数かつ各建設事務所管内及び各工種の事業者数に応じて12者基準の運用を弾力的に行い、全管内で制度運用が開始でき、地域を守る事業者育成という制度本来の目的の効果が全ての県内地域において公平に発揮されるように強く要望します。

イ 「準本店」の定義について、建築・設備工事においては、地域という観点から、土木工事の除雪等と同様に、地域の合同庁舎等県有施設の維持修繕(金額50万円以下)に携わる事業者の支店・営業所を準本店に加えるよう要望します。

●福島県入札制度等監視委員会回答

3 質問事項

(1) 総合評価方式における評価項目の見直しについて要望や意見

ア 企業の技術力の「施工能力」「優良工事」の対象期間延長について、他の工事との公正性の観点から全発注種別で検討してまいります。

イ 工事成績の評価区分見直しについて、検討してまいります。

(2) 少子化や過疎化に対応するための入札制度等への提案等

建築、設備工事における遠隔臨場システムについては、令和2年10月より運用を開始したところです。遠隔臨場システムの操作方法等の業界向けの研修会を実施しております。また、遠隔臨場システムに係る費用については諸経費の中に含まれております。

建築、設備工事における情報共有システムについては、令和3年7月より運用したところです。技術管理課ホームページに操作方法等の説明動画を掲載しておりますので、協会内での勉強会等で活用願います。また、情報共有システム利用に係る費用については、協議のうえ、設計で計上することとしております。

遠隔WEBによる工事中の工場検査については、引き続き実施してまいります。

(3) 現行の発注金額の設定における入札参加者の格付や地域要件等に対する意見や要望等

ア 登録事業者が概ね12者に満たない管内の対応について、今後、分析・検証を行う中で研究してまいります。

イ 準本店の要件としては、除雪業務委託や維持補修業務委託等を対象としております。建築工事に限らず緊急対応したものを認めており、準本店の扱いとしております。

3 福島県建設専門工事業団体連合会様の意見・要望（資料3抜粋）について

◆ 入札制度に対する要望について

(1) 福島県発注の建設工事において、県内各地区の企業にて工事請負ができるよう入札制度を希望いたします。（下請会社の県内各地区の企業）

(2) 電子入札等が適用され効率化が図られた一方で、必要とされる技術や技能は多岐多様に渡ってきています。しかし、現実的にはそのすべては現場としては網羅されていません。

現状として、設計（想定）と現場（現実）の齟齬が現場に押し付けられるようになっていきます。

また、かつては元請で負担していた部分が徐々に下請けに移行している傾向があり、実質的な負担増となっています。コストの適正化と言う命題の下で推し進められたこれらの行動は、結果として現場の弱者に労働的・経済的負担として押し付けられた形となり、末端での最終的な負担増につながっているため適正化を望みます。

●福島県入札制度等監視委員会回答

◆入札制度に対する要望について

(1) 地元企業の受注機会の確保に配慮した入札制度の構築に引き続き努めてまいります。

なお、県内発注工事においては、共通仕様書により、「受注者は、下請負契約を締結する場合は、極力当該契約の相手方を県内に主たる営業所（本店）を有する者（県内業者）の中から選定すること」としております。

(2) ダンピング対策として、最低制限価格等の設定を行っております。総合評価方式においては、ダンピング対策を強化するため、「品質確保の確実性」の評価項目を加えております。

また、設計変更がなされた際は、工事請負契約設計変更ガイドラインに基づき、円滑に設計変更を行うこととしておりますが、下請業者へのしわ寄せとならないよう、発注者を通して引き続き徹底してまいります。

◆ 質問事項

元請・下請関係全般の問題について

- (1) 発注者及び元請けに対し適正価格での発注及び工事作業条件（工程・作業時間帯・休日作業・作業的悪条件）など契約時との相違変更の際に、適正な追加契約を行うよう要請いたします。
- (2) 下請け専門工事業の技術者数の不足により、急な現場工程の変更や工事条件の変更に対応できない場合は、元請けと現場工程や工事条件等を（下請けの業者が対応できるように）再度見直す必要があります。
 - ・ 見積期間の確実な確保
 - ・ 契約時の下請契約書又は、注文書の着工前発行
 - ・ 法定福利費の確保

●福島県入札制度等監視委員会回答

◆質問事項：元請・下請関係全般の問題について

- (1) 発注時においては現場条件を適切に反映した設計積算に努めるとともに、工事請負契約における設計変更ガイドラインに基づいた適正な設計変更に努めてまいります。
- (2) 見積期間の確保・下請契約の締結・法定福利費の確保について、元下要綱に基づき、下請契約時のチェックリストで発注者が確認することとしております。また、施工体制台帳には法定福利費の金額を記載し、下請契約時チェックリスト等と併せて写しを発注者へ提出することとしております。提出された書類の確認について、発注者を通してさらに徹底してまいります。

4 福島県土木建築調査設計団体協議会様の意見・要望（資料4抜粋）について

◆ 入札制度に対する要望について

(1) 「（一社）福島県測量設計業協会」

(地元企業の重視)

公共施設は、地域住民の命と生活を守る重要な施設であり、その設計は地域の気候、文化、歴史を熟知している地元企業が行うのが最も丈夫で使い勝手が良いものができることや、災害時の即応体制を維持するためにも地元企業が必要であると考えことから、県の入札制度においては、引き続き地元企業を重視されるよう要望いたします。

(2) 「（一社）福島県地質調査業協会」

(市町村の最低制限価格の設定)

県発注入札案件では最低制限価格を設けていただいておりますが、市町村では設定がない自治体があります。市町村に対する、最低制限価格の設定についての指導をお願いします。

(3) 「福島県建築設計協同組合」（抜粋）

県の一般競争入札の有無を確認する場合、案件によっては各担当課のページを一つずつ探していけないと入札公告情報までたどり着けない場合があります。入札監理課が中心となり本庁各部、管内出先機関など入札情報提供窓口の集約化を図るなど、入札公告が閲覧しやすくなるよう協議・調整願いたい。

(4) 「（一社）福島県建築士事務所協会」

県においては各部局、さらに市町村において入札制度がバラバラで、入札する側の事務に大きな負担を強いられている。県の各部局における内部事情や地方分権への配慮があるのは理解するが、相互の「働き方改革」の観点から、県が主体的に入札制度の方向性の統一を図ること。具体的には、全ての入札への電子入札の導入、適正な予定価格の設定、工事同程度の最低制限価格の設定など。

●福島県入札制度等監視委員会回答

◆入札制度に対する要望について

(1) 今後とも、地元業者の受注に配慮した入札制度となるよう努めてまいります。

(2) 測量、調査、設計の最低制限価格制度の適切な活用等については、品確法に基づき策定された「発注関係事務の運用に関する指針」において、「発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項」に示されております。

国は地方公共団体に対し本指針の周知徹底を図るとしており、本県も市町村が参加する福島県ブロック発注者協議会等を通じて、運用指針に示されている「ダンピング受注防止のための最低制限価格制度の適切な活用」や「適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定」等を啓発してまいります。

(3) 令和3年1月から全庁の入札情報は電子閲覧システムに集約いたしましたので、ご利用ください。

掲載場所：福島県ホームページ〈組織でさがす〉総務部入札監理課

〈 6 福島県電子閲覧システム（工事等）〉〈福島県電子閲覧システム（工事等）〉

なお各入札案件の詳細については、福島県ホームページのトップページ右下「入札情報」ページ内にある各部・各出納室の入札公告等のページから各リンク先をご覧ください。

(4) 電子入札の導入については、平成28年度から農林水産部、土木部、平成29年度から警察本部、令和2年度から企業局で電子入札を導入しています。令和3年度はさらに入札件数の多い総務部施設管理課及び生活環境部自然保護課で12月から電子入札を実施することとしており、今後も新型コロナウイルス対策や、企業の利便性の観点などから、適用範囲の拡大を図ってまいります。

◆ 質問事項

指名競争入札や総合評価方式、プロポーザル方式等の運用において御意見等

「福島県建築設計協同組合」

これまで、指名競争入札で地元実績のある業者がない等の場合は除き、中小規模の設計業務にまで地元以外の入札参加者を加えて一律に一定数の入札参加者を確保する必要はないのではないかとの意見に対し、設計価格が1億円以上の場合は原則15者以上、1億円未満の案件は原則9者以上という回答をいただいています。

設計委託額で1億円前後の入札案内はプロポーザルを含む設計競技や一般競争入札の総合評価方式が望ましいと思われまます。

また、回答のとおり指名業者数を運用規定で定めているのであれば、例として百万円以下の小規模設計、一千万円以下の中規模設計等の区分で運用することを検討願います。

●福島県入札制度等監視委員会回答

◆質問事項：指名競争入札や総合評価方式、プロポーザル方式等の運用において御意見等

設計等委託業務については、その業務の内容に応じて、指名競争入札、条件付一般競争入札、総合評価方式、公募型プロポーザル方式にて発注することとしております。

9者に満たない管内や設計金額に応じた指名業者数については、分析・検証を行い、研究してまいります。

なお、100万円以下の小規模設計については、随意契約（2者以上からの見積徴取）を行っております。

4つの団体様から、資料1～資料4のとおり多くの御意見をいただきましたので、福島県入札制度等監視委員会の回答を一部抜粋して掲載いたします。
よりよい入札制度となるよう、いただいた御意見等を参考にさせていただき、入札制度について引き続き分析・検証を行い研究してまいります。